



箕面市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和3年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月28日

箕面市監査委員 瀧 洋二郎  
同 中 井 博 幸



令和 3 年度  
( 2021 年度 )

財政援助団体等監査報告書

箕面市監査委員

# 財政援助団体等監査

## 1 基準準拠等

この報告は、箕面市監査基準に準拠している。また、同基準に基づく箕面市監査計画のうち財政援助団体等監査監査計画及び令和3年度年間監査計画に則って監査を実施した。

## 2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

## 3 監査の対象

特定非営利活動法人 市民活動フォーラムみのお

＊箕面市立みのお市民活動センター（以下「市民活動センター」という。）の指定管理者

## 4 監査の日程及び実施場所

令和3年12月1日から令和4年2月15日まで 市民活動センター

## 5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

## 6 監査の主な実施内容

指定管理者の指定管理に係る出納その他の事務が、当該指定管理の目的に沿って、法令等に基づき適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として実施した。

実施に当たっては、対象団体から財務関係書類及び指定管理業務関係書類の提出を求め、これを確認するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて安全性の確保にも留意し、対象団体の職員に対して質問し、説明を求め、対象団体が指定管理施設を適切に管理運営しているかを見極めることとした。

予備監査の結果を踏まえ、令和4年2月15日に市民活動センターを視察するとともに、同所において対象団体からの説明と監査委員からの質疑応答の機会を設け、対象団体の職員から弁明、見解等を聴取した。

## 7 監査の結果

### （1）指定管理の業務の概要

- ① 市民活動センターその他公共施設の利用の許可及び許可取消等
- ② 市民活動センターその他公共施設の利用料金の徴収、減免及び返還
- ③ 市民活動センターの施設、付属設備等の維持管理
- ④ 非営利公益市民活動（以下「市民活動」という。）に係る情報の収集及び提供
- ⑤ 市民活動に係る講座の開催その他啓発

- ⑥ 市民活動に係る相談
- ⑦ 市民活動に係る交流の促進
- ⑧ 市民活動に係る場所及び設備の提供
- ⑨ 市民活動を行う団体の支援
- ⑩ 市民活動の調査及び研究
- ⑪ かやのさんぺい橋交流スペースにおける市民活動の啓発及び交流促進
- ⑫ 災害時のボランティアセンターへの協力

## (2) 監査の結果

指定管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり一部で指定管理者において是正等を行うべき点が見受けられた。

### ① 重要事項の変更届出の対象事項について

変更届出を要する重要事項については、条例及び条例施行規則で定められているが、「箕面市立みのお市民活動センターの管理運営に関する協定書」第20条の規定がそれらと一致していないので、市と協議のうえで見直しされたい。

### ② 会計区分について

指定管理業務とそれ以外の業務で会計を区分すべきところ、指定管理業務とは別に市から受託している証明書発行業務の受託料が、指定管理業務の収益として計上されていたので、見直しされたい。

### ③ 出納伝票について

振替伝票において、担当者と承認者が押印すべき欄に印漏れが散見されたので、改善されたい。

### ④ 危機管理マニュアルについて

新型コロナウイルス感染症については、大阪府及び箕面市からの通知に基づいて適切に感染対策を行っているが、現行の危機管理マニュアルが新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた内容になっていないので、改定を検討するよう助言する。

### ⑤ その他安全対策について

キッズスペース付近の机の角の安全配慮、家具転倒防止器具が設置された天井構造の把握、倉庫の棚の天板上の整理など、施設管理上の安全性を再度確認するよう助言する。

## 8 監査執行者

監査委員 瀧 洋 二 郎  
監査委員 中 井 博 幸